

## 随意契約によることとした理由

### 1 件名

広島市価格高騰重点支援給付金（調整給付）支給等業務

### 2 業務内容

定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる者を支援するため、定額減税可能額が令和6年分推計所得税額等を上回る者に対し、当該上回る額に相当する給付金を支給する。

### 3 契約の相手方

(1) 所在地

広島市南区松原町二丁目62番

(2) 名称

TOPPAN株式会社 中四国事業部

### 4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

### 5 随意契約によることとした理由

本給付金業務は、これまで実施してきた対象者一律の給付金ではなく、対象者毎に給付金額が異なるとともに、給付額に不足額が生じた場合は追加支給を行うといった複雑な制度となっており、今後事務を進めていくに当たり様々な課題が生じることが想定されるが、対象者への迅速かつ正確に支給を行うことが求められる。

このため、本市と共同で当該課題を解決し、対象への迅速かつ正確な支給を可能とする履行能力のある業者を選定する必要があるため、価格のみで業者選定を行う一般競争入札ではなく、プロポーザル方式を採用することとした。

同プロポーザルにおいては、4者から企画提案書等の提出があり、「広島市価格高騰重点支援給付金（調整給付）支給等業務プロポーザル審査委員会」において審査した。

その後、最高得点者から契約に関する辞退届が提出されたため、次点の評価を得たTOPPAN株式会社 中四国事業部を受託候補者として特定した。

については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該業者と随意契約を行うものである。